

中間とりまとめに示された見直しの方向性とパブリックコメントにおいて寄せられた意見について

| 中間とりまとめにおける主な論点 | パブリック・コメントにおける主な意見 |
|--|--------------------|
| <p>制度見直しの基本的視点</p> <p>廃棄物の排出抑制の推進 合理的な廃棄物処理・リサイクル制度の確立 適正処理の確保</p> | |

(1) 廃棄物の定義について

現行同様リサイクル可能物を含め不要物を広く廃棄物として定義するとともに、不要物以外のリサイクル可能物についても規制対象とする方向で考えるべき。この場合、不要物以外のリサイクル可能物については、例えば処理基準の適用等の必要最小限の規制とする等、不要物と比較してより緩やかな規制とすることが考えられる。

リサイクル可能物を廃棄物から除外すべきとの指摘については、リサイクル名目での不適正処理事例を踏まれば不適当。廃棄物の定義の問題ではなく、むしろ、廃棄物処理法の体系下でリサイクルに係る規制をどの程度合理化するかという問題。

リサイクル促進の観点からの規制の合理化については、不適正処理を防止する上で必要最小限の規制とすることも考えるべき。

総合判断説については、個別事例に即して主観（占有者の意思等）・客観（物の性状、排出の状況等）の両面を勘案する現在の考え方には合理性があるが、物の性状など客観面の判断要素を優先させるべき場合もあり得ることを明確化するなど、判断要素の具体化、客観化のための措置を講じることが考えられる。

- ・リサイクル可能物であっても廃棄物としての規制が必要。
- ・不要物以外のリサイクル可能物も含め、広い考え方が必要。
- ・有価無価にかかわらず、排出者が不要としたものを廃棄物とすべき。

- ・リサイクルできるものについては廃棄物から除外すべき。
- ・リサイクルはリサイクルに関する別法体系によるべきで、廃掃法は適正処分に限定した法律とすべき。
- ・リサイクル工場は大気汚染防止法等の規制がかかっており、廃掃法による規制は不要。

- ・不要物以外のリサイクル可能物について廃棄物に含めるべきではない。
- ・不要物以外のリサイクル可能物については必要最小限の規制とすべき。構造基準、維持管理基準等の生活環境保全上の支障の未然防止、支障が生じた場合の改善命令等に必要最小限の規制とし、業・施設の許可、マニフェスト交付義務等の手続上の負担がないようにすべき。

- ・廃棄物（不要物）の定義は総合判断説が実態にあっているので妥当。
- ・総合判断説の判断要件に「有効利用の状況」を加えるべき。
- ・リサイクル可能物を単純に廃棄物から外すべきではないということには賛成だが、適正に保管・リサイクルされるものは、逆有償であっても、その取扱い形態にかんがみ廃棄物から外すべき。
- ・取引価値の有無や占有者の意思にかかわらず、生活環境に影響を及ぼすようなものは廃棄物に含めるべき。
- ・有価無価にかかわらず物の保管や放置を取り締まれるようにすべき。
- ・廃棄物という物を定義するのではなく、処分、処理、リサイクル、保管など、行為に対して規制を行うべき。

| | |
|---|--|
| <p>バーゼル条約やEU指令のように、客観的な要素(有価・無価を問わず廃棄・処分すべきもの)を加味することも考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・将来的には国際的なリサイクル活動が進展するであろうことにかんがみ、バーゼル条約や欧米などにも通用するグローバルスタンダードに沿った定義とすべき。 ・EU指令やバーゼル条約のように「要処理物」という客観的な要素を加えるべき。 ・処理され、処理が意図され、処理を要するもの、という定義とすべき。処理を要するものとして、放置すれば公衆衛生・生活環境保全上影響のあるものとして処理(再生含む)すべきもの、とすべき。 |
| <p>土砂については、本来の目的である土地造成に利用されずに処分される場合や汚染された土壌の処分のために除去された場合は廃棄物として取り扱うべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂は廃棄物として取り扱うべき。 ・汚染土壌については、土地所有者等(土壤汚染対策法にいう「所有者等」)が自らの責任でその処分まで行う制度を整備すべき(廃掃法は施工業者等の排出者に責任を課している=土壤法と責任の所在が一致していない)。 ・土砂は土地造成以外にも利用されており、更に有効利用を促進する観点から別途検討すべき。 ・土砂はもともと自然物であり廃棄物ではない。汚染土壌などについて生活環境保全などの問題があるなら、土砂について別途の制度で対応すべき。 |
| <p>気体状のものについては、それ自体には管理可能性がないこと等から、新たに廃棄物として取り扱うこととするのは困難である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・フロンなど気体状のものも廃棄物として規制すべき(容器に入ったものは管理可能性がある)。 |
| <p>(2) 廃棄物の区分について</p> <p>方向性としては、排出源に対応して、日常生活に伴って排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物とに区分することが考えられる。ただし、事業系一般廃棄物については、産業廃棄物処理施設の不足や不法投棄の多発といった産業廃棄物を取り巻く現状、市町村責任の下で市町村及び民間業者により適正処理が行われてきたという実態等を考慮すれば、市町村が引き続き一定の責任を負いつつ、排出事業者に適正な費用負担を求めることも考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の産業廃棄物処理の状況等にかんがみれば、事業系一般廃棄物は市町村責任のもとの一般廃棄物とすべき。排出者の責任については、産業廃棄物なみの処理責任ではなく、適正な処理費用の負担とすべき。 ・一般廃棄物処理は、市町村固有の事務とすべき。 ・廃棄物処理事業は、営利目的の民営ではなく、市町村の直営により行うべき。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴い排出されるものは事業系廃棄物として取り扱うべき（事業系一般廃棄物は産廃扱いとすべき）。 ・ 産業廃棄物でもその処理責任を排出事業者が負いきれないようなものは一般廃棄物とすべき。 ・ 事業系一般廃棄物の排出事業者も納税者であるにもかかわらず、費用負担を二重に強いるのはおかしい。 ・ ごみ処理のコストを下げるため民営化を進めるべき。 ・ 市町村の廃棄物処理事業の効率化の一環として、産業廃棄物を稼働率の低い市町村の廃棄物処理施設で処理できるようにすることも検討すべき。 |
| <p>排出源に対応した区分を基本としつつも、同一性状の廃棄物については同一の区分として処理を可能とするなど、個々の廃棄物の振り分けを見直すことも考えるべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ （一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関連して）同一性状のものは同一区分で取り扱えるようにすべき。 ・ 家庭から排出されるものと事業者から排出されるものが同一性状のものであっても、処理方法が同一であるにすぎず、責任は同一ではない。従って、廃棄物の区分の問題ではなく、処理施設の区分を取り払えばよい。 |
| <p>有害性がある廃棄物やリサイクルされる廃棄物については、一般廃棄物・産業廃棄物を問わず、独立した区分を設けることが考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルを促進するため、リサイクル指定物という独立区分が必要。 ・ 爆発性、毒性などの性状を有する廃棄物は独立区分とすべき |

(3) 廃棄物処理業・施設設置規制について

不適正処理防止の観点から廃棄物処理・リサイクルに係る規制は厳格であるべきだが、その手続きは合理的に、という視点から、現行の広域指定制度(廃棄物処理業の許可の特例)や再生利用認定制度(廃棄物処理業・施設設置許可の特例)といった特例措置について、指定・認定対象者に厳格な責任を求めつつ、その更なる活用を図ることが考えられる。

例えば独占禁止法を遵守しつつ事業者が自らの責任で共同して取り組めるような仕組みとするなど、民間活力が十分に発揮されるような方策についても検討が必要である。

現行の特例制度のほかに、例えば次のような手続の合理化も考えられる。

- ・広域的に移動する場合の複数の地方自治体の許可
〔考えられる合理化の例〕
 - 一地方公共団体における許可取得でもって他の地方公共団体における許可手続を合理化する仕組み
廃棄物の積載地・荷下ろし地のいずれかの許可取得で足りるものとする
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の両方の許可を要する施設等の設置許可
- ・生活環境上の影響が小さい処理施設の設置許可

- ・リサイクルと処分のための処理は分けて、リサイクルについては規制緩和すべき。
 - ・広域的な収集運搬の業許可についての合理化を図るべき(主たる営業所のみ許可・それ以外は届出とすべき、全国的に環境大臣に許可を一本化すべき等)
 - ・不法投棄等に係る排出者責任を徹底すれば、収集運搬業の許可は不要。
 - ・特例制度の対象を拡大すべき。
 - ・特例制度を一層時間・コストのかからないものへと改善すべき。
 - ・特例制度について、審査に時間がかかりすぎる。マンパワーが足りないという話をきいており、そうなら審査方法の変更や人員の増加を図るべき。
-
- ・適正処理の確保のため、規制は緩和すべきではない。
 - ・廃棄物処理は域内処理が基本であり、わざわざ広域処理を容易にする必要はない。
 - ・再生利用認定制度は、厳格に運用すべき。その対象は周辺環境への影響が少ないものに限定すべき。

- ・施設設置に係る建築基準法第51条の規制や、条例等による住民同意・流入抑制措置を撤廃すべき。
 - ・保管期間規制は緩和すべき(一律の2週間規制等)
 - ・手続の合理化の一環として、許可申請に対する処理期間を明示すべき。
 - ・優良な処理施設に対しては規制緩和すべき。
-
- ・廃棄物処理施設については、一廃・産廃で許可主体が同一であり、その手続を合理化すべき。
 - ・周辺環境への影響の少ないものは規制緩和すべき。

| | |
|---|--|
| | |
| <p><u>(4) 排出者責任及び拡大生産者責任等について</u></p> <p><u>排出者責任等について</u> 一般廃棄物については、ごみ有料化、分別排出の徹底など排出者である国民も取組に協力することが重要。</p> <hr/> <p>市町村が自ら処理すべき廃棄物が他の市町村の区域で処分される場合、排出元の市町村の責任を強化すべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の有料化については自治体の判断に委ねるべき。 ・ごみ処理の有料化は不法投棄を誘発するので行うべきではない。 ・ごみ処理の有料化は（住民の）排出者責任を具体化する有効な手法。 ・排出者責任の観点からごみ処理の有料化もやむを得ないが、その際は拡大生産者責任の強化・拡充も同時に行うべき。 ・ごみ処理のコストの透明化、公営・民営のコスト比較等を行うことが必要。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が処理委託した廃棄物の不法投棄については、少なくとも産業廃棄物の排出事業者責任と同等の責任を課すべき。 |

| | |
|--|---|
| <p>不法投棄の処理に要する費用の負担については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物については、生産者にも一定の役割を求めるといった考え方もあり、引き続き検討が必要。 ・産業廃棄物については、産業界からの費用徴収の方法を含め、費用負担の在り方を検討すべき | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄など不適正処理は罰則と取締りの強化で対応すべき問題（廃棄物の定義の拡大や原状回復基金の拡充等で対応すべき問題ではない）。 ・原状回復基金は、不法投棄の責任のない者に負担を課し、モラルハザードを引き起こすもので、本来存在すべきではない。 ・不法投棄は罰則や取締りの強化のみで対応するのは困難。 ・原状回復基金の拡充を図るべき。 ・不法投棄の原状回復費用の負担の在り方としてデポジットも検討すべき。 ・不法投棄の原状回復基金については、産業界全体からではなく、不適正処理関連業界からの徴収とすべき。 |
| <p>施設が立地される地域の理解と協力を得る役割を果たすための手法の一つとして、米国の一部の州で導入されているホストコミュニティフィー制度も参考になると考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ホストコミュニティフィー制度は有効な手段だと考えられる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制を行った事業者に対して優遇措置を講じるべき。 ・産業廃棄物についても、家電や容器包装のように、環境負荷の少ないリサイクルや処分の方法を決めるべき。 ・建設業の場合廃棄物の占有者である元請け業者が排出事業者となっているが、所有者である発注者も責任を負うべき。 |
| <p><u>拡大生産者責任について</u> 拡大生産者責任については、他の政策手法と比較しつつ、より一般化、拡大・強化していくことが必要。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の拡充・強化を図るべき。 ・拡大生産者責任を導入する際には廃掃法の適用緩和とセットで行うべき。 ・使用済製品については、生産者のみならず、行政や、排出者である消費者も応分の責任分担を行うべき。 ・使用済製品の処理責任は排出者にあり、生産者に使用済製品の処理責任を負わせるべきではない。 ・使用済製品の処理費用は販売価格に上乗せすべき。 ・不法投棄について、生産者も費用負担など一定の責任を負うべき。 ・不法投棄の責任を生産者に負わせるべきではない。 |

| | |
|---|---|
| <p>その対象物としては、市町村における適正処理が困難な物や、設計・製造段階での工夫により排出抑制やリサイクル、適正処理が促進されるような物が考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・有害・危険物、高度な処理を要する物、市町村の処理困難物などについて、生産者の責任により処理すべき。 ・EPRを廃掃法で一律に規制するのは不適當。個別の物ごとの特性、実態にあわせて異なるEPRの具体化を行うべき。 |
| <p>「生産者」とは、物の性状に応じ、製造事業者のみならず販売事業者なども含め広く対象とすべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任の適用に当たっては、輸入業者や販売業者も対象とすべき。 |
| <p>具体的手法としては、製品の引取り・処理等、デポジット等の経済的手法、製品規格に関する措置（一定率以上の二次原料の利用等）などが考えられる。</p> <p>上記手法については、これを法的に義務づける方法と生産者の自主的取組みによる方法、さらにはこれらを組み合わせる方法が考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・デポジット制度を導入すべき。 ・長寿命製品の促進及び短寿命製品へのペナルティといったリデュースのための新法が必要。 ・拡大生産者責任を廃掃法にも導入すべき。この場合、個別法と違い、全量ではなく一定割合の引取りやリサイクルを義務づけ、これが果たされない場合個別法や強制デポジットを導入するなど、段階的なアプローチとすべき。 ・製品アセスメントの義務づけ、製品設計に対する責任、有害物対策、情報提供など生産者の役割を強化すべき。 ・拡大生産者責任の一環として、修理部品の保持期間の延長など修理体制の整備も行うべき。 ・生産者が果たすべき責任は、廃棄物になりにくい設計やリサイクルしやすい素材選択であり、安易に金銭的・物理的責任を負わせるべきではない。 |
| <p><u>(4) その他</u></p> <p>廃棄物処理施設の設置に係る住民同意、産業廃棄物の流入規制、産業廃棄物に係る事務区分のあり方の問題や、不法投棄防止対策及び原状回復促進策については、それらに関する実態も踏まえつつ当部会において必要な検討を行うこととする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・施設設置に当たっては住民同意が必要。 ・処理施設設置に当たって住民同意を要することを撤廃すべきではない。 ・リサイクル施設については施設・性能基準を厳しく要求する一方、自治体の事前協議や住民同意をなくすなどの規制緩和が必要。 ・施設設置に係る建築基準法規制（第51条関係）や条例等による住民同意、流入抑制を撤廃すべき。 |

- ・廃掃法においても上乗せ横だし規制を認めるべき。
- ・廃棄物処理センターなど公共関与による処理施設の設置をもっと促進すべき。
- ・排出抑制のための措置が最も弱い。排出抑制のインセンティブを強めるような制度とすべき。
- ・廃掃法をわかりやすくすべき（通知まで読まないとわからない等）。
- ・産廃税を導入するとかえって不法投棄の増加を招くことが懸念されるうえ、各自治体が独自に導入することにより国全体としての効率的な廃棄物処理の推進を妨げるおそれがある。